

＜調査研究シリーズ 115＞

ベトナムの社会主義体制と対日関係

香 川 正 俊

はじめに

ベトナムは 1986 年 12 月の共産党第 6 回大会で採択された「ドイモイ」政策に基づき、市場経済の導入、外国資本の投資環境整備等を進め、確実な経済成長を続けています。95 年にはかつての敵国アメリカと国交を回復し、2007 年、世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) への加盟を果たした。世界銀行 (World Bank : WB) は、15 年 4 月 13 日発表の「東アジア・太平洋地域の経済状況レポート」において、同年の国内総生産 (Gross Domestic Product : GDP) 成長率見通しを 5.5% から 6.0% に引き上げ、16 年と 17 年の GDP 成長率を 6.2%, 6.5% と予想している。

ベトナムと日本との関係は長期にわたる。16 世紀初頭は交易という形を採り、朱印船がベトナムの港を頻繁に出入港した。17 世紀初頭にホイアンが開港され、何百人の日本商人が交易の拠点としたが、現在は多くの日本人観光客が訪れている。第 2 次世界大戦中、ベトナムは日本軍の占領下に置かれ、1944 年～45 年にかけて食料の収奪と天災が重なり、ベトナム政府によれば約 200 万人が餓死した。さらにベトナム戦争の最中、日本はアメリカ侵略軍の「兵站基地」の役割を務め、民族解放運動の抑圧に加担した歴史がある。

近年、ベトナムと日本は密接な関係を深めつつある。ベトナムにとって日本は最大の投資国であり、中国、アメリカに次ぐ第 3 位の貿易相手国でもある。人的交流も盛んで、2013 年 10 月現在、在ベトナム日本人は 1 万 2,254 人、在日ベトナム人は 8 万 5,449 人¹⁾、14 年 6 月時点の在日留学生は中国に次ぐ世界第 2 位の 2 万 8,061 人に上る。

本稿は、主に憲法との関係からベトナムの社会主義体制を分析し、同国経済について考察すると共に、日本との関係を検討するものである。その際、ベトナムの社会主義的民主主義に対する批判の妥当性も絡め検証したいと思う。

1) 『法務省登録外国人統計』法務省統計局、2014 年 6 月。

第1章 ベトナム社会主義共和国の歴史的概観

第1節 フランス植民地主義とアメリカの介入

ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam 以下、ベトナムとよぶ)²⁾は、インドシナ半島東部に位置する社会主義共和制国家である。国土は南北に長く、北は中国、西はラオス、南西はカンボジアと国境を接し、東は南シナ海に面する。2013年の人口は9,170万人で、インドシナ3国の中ではカンボジアの1,513万人、ラオスの632万人(2008年)を遙かに凌ぐ規模である。

ベトナムは秦の始皇帝による支配から1,000年を越えて中国の抑圧下にあった。1884年にはフランスの「保護国」(protectorate)となり、カンボジア・ラオスと共にフランス領インドシナ連邦として植民地支配下に置かれた。第二次世界大戦が勃発し、フランスがドイツに敗北したときは独立の好機と捉えられたものの、1944年から45年まで日本軍が進駐する。45年8月の日本軍降伏直後、ホー・チ・ミン(Hồ Chí Minh)の指導下、「ベトナム民主共和国」(Democratic Republic of Vietnam)が9月に独立を宣言したが、植民地支配の復活を図るフランス軍が再び進駐し、インドシナ戦争による犠牲を余儀なくされる。49年にフランスは傀儡のバオ・ダイ(Bảo Đại)帝を擁立して「ベトナム国」(Quốc gia Việt Nam)を樹立する。同年10月、中華人民共和国が建国されると、アメリカのトルーマン大統領はアジア諸地域の共産主義化を恐れ、フランス軍に対する全面支援のため介入し、ベトナム人民はフランス・アメリカ両大国との民族解放戦争に突入した。

第2節 民族解放闘争の勝利と「カンボジア・ベトナム戦争」

ホー・チ・ミンが指導するベトナム労働党(1951年にインドシナ共産党から改称)は、同党を中心とするベトナム独立同盟(Việt Nam Độc Lập Đồng Minh Hội: Việt Minh)を結成してゲリラ戦を展開、フランス・アメリカ両軍に対し、強力に抵抗した結果、「ディエンビエンフーの戦い」における歴史的勝利を経てフランスを追放するに至った。しかし、アメリカは南部一帯を占拠したまま1954年のジュネーヴ休戦協定に臨み、北緯17度線を停戦ラインに定めインドシナ戦争は停戦を迎えた。これに伴い、北部ベトナムではベトナム独立同盟が指導するベトナム民主共和国が統治したが、南部では55年にアメリカが支援するゴ・ディン・ディエム(Ngô Đình Diệm)傀儡政権の「ベトナム共和国」(Republic of Viet Nam)が成立し、泥沼の厳しい戦闘が続くことになる。

アメリカはベトナム民主共和国による南北統一を阻止するため、1956年7月まで

2) 以下、英語表記を基本とするが、便宜上、ベトナム語表記も併用する。

に予定された統一選挙を認めなかった。一方、60年12月に「南ベトナム民族解放戦線」(National Liberation Front for South Vietnam)が「抗米救国」の統一戦線として結成され、軍事部門である南ベトナム人民革命軍を組織した。同軍は60年代中頃からベトナム戦争を戦い抜き、73年にアメリカ軍を撤退させて75年に統一を実現、76年に「ベトナム社会主義共和国」が成立し、首都は北部ベトナムのハノイに置かれた。こうしてベトナムは苦難の歴史から、ようやく真の独立と統一を達成するのである。

ベトナム人民がアメリカ軍を駆逐し、1975年に南部のロン・ノル政権を降伏に追い込む間、それまで「反米」で共闘していたカンボジアの「クメール・ルージュ」(Khmer Rouge, Cambodian communist guerrilla organization)指導部は、ベトナム共産党が優勢な軍事力でインドシナ連邦を形成しようと策動していると反発した。同年5月、クメール・ルージュが政権を担う「民主カンボジア」(Democratic Kampuchea)は、ベトナムのフーコック島を攻撃する。「カンボジア・ベトナム戦争」の勃発である。78年末までにベトナム指導部は、クメール・ルージュ政権の排除を決定、12月25日、ベトナム軍はカンボジアに侵攻し、ほぼ2週間でカンボジア革命軍を殲滅するに至る。79年1月8日、ポルポト派の大虐殺に反対するヘン・サムリン(Heng Samrin)は「カンボジア人民共和国」(People's Republic of Kampuchea)を建国、以降10年に及ぶベトナムの占領が始まるのである。

1979年2月、インドシナにおけるベトナムの勢力拡大を懸念した中国は、ベトナムのカンボジア侵攻に対する「懲罰行為」と称して国境に展開する部隊を投入し、「中越戦争」が開始された。中国軍は3月2日にカオバンを、3月4日にランソンを占領³⁾したが、ベトナム軍の激しい反撃に遭遇、大きな損害⁴⁾を被り1ヶ月程度で撤退を余儀なくされた。けれども国際社会からの強力な外交圧力と経済圧力の下、ベトナム政府は89年9月にカンボジアから撤退することになる⁵⁾。

ベトナムは「中越戦争」と「カンボジア・ベトナム戦争」の終結をもってようやく戦乱から免れ、本格的な政治・経済体制の刷新に取りかかるのである。

3) 高野功著『3月7日、ランソンにて』新日本出版社、1979年8月が詳しい。

4) 中国国民の間では現在も、ベトナムが狭隘な領土を拡張するために中国に進入したとの「うわさ」がある。また、中国軍の近代化は中越戦争による大損害を教訓とし、戦争終結後から本格化したといわれる。

5) この戦争において、国際連合カンボジア暫定統治機構の特別代表に就任した明石康国連事務次長は、日本が300万ドルを拠出することを約束した。また日本政府は、平和維持活動に直接従事する自衛隊員を含む約2,000人の職員を派遣し、犠牲者を出している。

第2章 ベトナムの基本的な政治システム

第1節 ベトナム憲法とベトナム共産党の関係

日本がポツダム宣言による降伏文書に調印した1945年9月2日、正式にベトナム民主共和国の独立宣言が発表された。その中には「我々ベトナム民主共和国の臨時政府のメンバーは世界に対し、厳かに宣言する。ベトナムは自由で独立した国である権利を持っている。……(中略)……全てのベトナムの人々は全ての彼らの肉体的及び精神的な強さを動員する決心を、彼らの独立と自由を保護する為に彼らの命と資産を犠牲にする覚悟を固めている」と記されている。

ベトナム憲法は独立後の1946年に制定した憲法が最初であり、フランスとの民族解放闘争に勝利した後、59年に改正されたが、59年憲法は社会主義型憲法の性格を明確に持つものであったと評価される⁶⁾。憲法は80年、92年、2001年と改正され、13年改正の現行憲法に至る。13年憲法改正案の起草が開始された同年1月2日、ベトナム政府と国会は広く一般に提言を求めた。数10万もの公民⁷⁾がこれに応え、改正過程における一般公民の参加は同国史上先例のない広がりを見せた。ベトナム共産党に批判的な提言も多く、その多くが一党支配体制を終焉させ、複数政党による選挙の実施を行う条文改正を求めるものであった。ベトナム国会は11月28日に修正案を可決し、14年1月1日から施行された。ここでは13年憲法を取り上げ、先進資本主義国側からの批判を交えつつ、その特徴を検討する。

憲法は政治制度に関し、ベトナム社会主義共和国は「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」(第2条第1項)であると位置づけ、「全ての国家権力は、労働者階級と農民階級及び知識人層の連合体に基づく公民に帰属する」(第2条第2項)と定める。その際「国家権力は統一されており、立法権、法執行権及び司法権それぞれの実現において各国家機関間で配分、協同、抑制」(第2条第3項)される。法執行権とは「行政権」を指し、「抑制」は点検を意味する。国家権力は「統一すべきとの前提があるため、立法・行政・司法の各権限は各国家機関に「配分」され、相互に「協同」(三権分業)しており、先進資本主義国の憲法のような三権分立は存在しない。その場合、ベトナム共産党の役割が問題になろう。憲法は同党を「労働者階級の先導隊であると同時に働く人民及びベトナム民族の先導隊であり、マルクス=レーニン主義及びホー・チ・ミン思想を思想的基礎として採用し、労働者階級、働く人民及び全ての民族の利益を忠実に代表する国家と社会の指導勢力である」(第4条

6) 鮎京正訓稿「ベトナムの憲法制度」、作本直行編『アジア諸国の憲法制度』ジェトロ、1997年、188頁～189頁。

7) ベトナム憲法は「市民」と言わず「公民」という表現を用いる。本稿では必要に応じて「公民」の用語を用いる。

第1項)と位置づける。「国家と社会の指導勢力」と三権分立との関係について、国際人権団体・ヒューマン・ライツ・ウォッチ(Human Rights Watch)は諸権利を促進・擁護するための提言を受け入れるよう要請する書簡⁸⁾を送付した。同団体のアジア局局長ブラッド・アダムズは「第4条は、共産党は労働者階級のみならず、人民と国家全体の先頭に立つと定めており、多元的で自由に争われる選挙の権利行使する法的余地をさらに狭めるもの」と述べている。同氏の見解は先進資本主義国の価値観に基づいており、基本的に抑圧階級が存在しないベトナムの特質を顧みない批判である。憲法改正以前の段階で国民に対する素案が示され、多くの批判的提言が現出し、それ等を踏まえて素案の修正を含む改正論議が行われた事実は、憲法が定める「民主集中制」(system of democratic centralism)の表れでもある。憲法は、国家が「憲法及び法令に従って組織され、活動し、……(中略)……民主集中の原則を実施する」(第8条第1項)と規定する。

素案を全党員に示して討議にかけ、討議内容を上部に上げ、再度修正して成案化するが、決定には全党員が従う「民主集中制」は革命政党の基本原則である。ベトナム共産党は常に政治・経済・社会的革命を担う政党であり、支配階級の利益を代弁する資本主義政党とは性格を全く異にする。とはいっても、本来「民主集中制」は政党内における意思決定手続きであり、国家活動に適用される制度ではない。しかし、外国の干渉を排除し、公民が総力を挙げて経済・社会改革に取り組むためには同制度の導入が有益との指摘は排除できない。「国家と社会の指導勢力」としての共産党が「民主集中制」を前提にその役割を全うした結果、ベトナム経済の発展があると言って過言ではない⁹⁾。また、憲法は「ベトナム共産党は、人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの各決定につき人民に責任を負う」(第4条第2項)と共に「党の各組織及びベトナム共産党の党員は、憲法及び法令の範囲内で活動する」(第4条第3項)と定めている。同規定に基づく法律は整備されつつあり、共産党の自浄能力も向上している(第5章第3節を参照のこと)。権力の濫用を抑止し、権力相互間の抑制・均衡が確保されれば「国家と社会の指導勢力」としての共産党の役割は重要であり、人民の権利・自由を保障する手段としての三権分立も必須条件とはならない。

さらに、国家権力の行使について憲法は「人民は、直接民主制により、あるいは国会、人民評議会及びその他の各国家機関を通じた代表民主制」(第8条第1項)を通

8) Letter to Chairman Nguyen Sinh Hung Re: Amended Vietnam Constitution October 22, 2013
<http://www.hrw.org/node/119970>

9) 朝鮮戦争で壊滅的打撃を被った韓国が、短期間で急速な復興と経済成長を成し遂げた「漢江の奇跡」は、朴正熙軍事独裁政権の主導による開発独裁に大きく依存した結果である。ベトナムの「民主集中制」とは全く異なるものの、国民の総力を集中した軍事政権の経済政策は現在でも多くの韓国国民に評価されている。

してなされると規定する。国会等はベトナム共産党と同様、人民に対して責任を負うのである。国会議員及び人民評議会議員の選挙は「普通、平等、直接及び秘密投票の原則」(第7条第1項)に従って行われる。中国における直接選挙は県、区を設置しない市、市管轄区、郷、民族郷及び鎮の人民代表大会代表や、試験的な市級の首長選挙に止まるが、ベトナムの国会議員は18歳以上の公民による直接選挙で5年に1度実施¹⁰⁾される。選挙は定員以上の候補者で争う「差額選挙」方式で行われ、後述するベトナム祖国戦線等の推薦を受けない「自由立候補者」や共産党員以外の立候補が推奨されている。ブラッド・アダムズの「多元的で自由に争われる選挙の権利行使する法的余地をさらに狭める」との批判は必ずしも正確ではない。

第2節 政治制度とベトナム祖国戦線及び各種政治・社会組織

ベトナムには大衆組織(Mass Organization)と呼ばれる、職業や社会的カテゴリーによって組織された様々な団体が存在する。大衆組織とは、政府・共産党が決定した政策や法律を公民に周知する草の根組織であると共に、公民の意見・要求を吸い上げる機関であり、ベトナム祖国戦線やベトナム女性連合等、国の省庁と対等か、それ以上の力量を有する組織もある。大衆組織のうち、法律により特別な権限と役割を与えられ、国家予算の配分を受ける団体は「政治・社会組織」と呼ばれ、ベトナム祖国戦線、ベトナム婦人連合会、ベトナム農民会、ホー・チ・ミン共産青年団、ベトナム労働組合、ベトナム退役軍人会の6団体¹¹⁾がある。

ベトナム祖国戦線は、ベトナム国民連合戦線の後身として1955年に結成されたベトナム祖国戦線と、南部の南ベトナム民族解放戦線及びベトナム民族民主平和勢力連盟が77年に統合した民族統一戦線である。憲法はベトナム祖国戦線について「政治連合組織であり、各階級、社会階層、民族、宗教、外国に定住するベトナム人を代表する政治組織、各社会組織及び各個人の自主的な連合体」(第9条第1項)と規定する。また、同戦線を「人民政権の政治的基礎」と位置づけ、「人民の権利及び合法的で正当な利益を代表し、擁護する……(中略)……党、國家の建設に参加し、祖国の建設と防衛に寄与する人民対外活動を行う」(同上)役割を求める。さらにベトナム祖国戦線中央委員会及び祖国戦線を構成する組織の中央機関は「法律案を国会に提出し、国会常務委員会令案を国会常務委員会に提出する権利」(第84条第1項)を持つが、最も重要な役割は、国会議員等の候補者推薦である。

ベトナム婦人連合会は、封建主義や植民地主義と戦うための女性の組織として、共

10) 香川正俊著『中国共産党と政治・行政・社会改革』御茶の水書房、2008年、第4部第2章を参考のこと。

11) 『ASEAN 諸国地方行政 ベトナム社会主義共和国編』財団法人・自治体国際化協会。

http://www.clair.org.sg/j/report/local/pdf/jichi_Vietnam.pdf#search

産党の指導の下に設立された組織である。国のすべての省庁及び人民委員会は、女性と子供に関連のある施策や計画を策定する際、同連合会の意見を聴取しなければならない。ベトナム農民会は、農民の意思を代表するため設立された組織である。主な活動には、貧困農民に対する貸付け及び農業技術の向上支援、貧困対策、識字率の拡大等がある。ホー・チ・ミン共産青年団は1930年、祖国の独立・建設を目的に「インドシナ共産青年団」として設立された組織である。構成員は15歳～30歳までの若者であり、共産党とのつながりが強く、実質的に共産党の青年組織となっている。

ベトナム労働組合、ベトナム農民会、ホー・チ・ミン共産青年団、ベトナム婦人連合会、ベトナム退役軍人会は、構成員と会員組織の権利及び合法的で正当な利益を代表し、擁護する役割を果たさなければならない。これ等の組織は各構成組織と共に共同歩調を取り、ベトナム祖国戦線の中で行動を統一することになる。特に労働者階級を代表するベトナム労働組合は、労働者の権利や合法的で正当な利益に配慮し、労働者を保護するだけでなく、国家管理や経済・社会の管理に参加する権利を憲法で保障されている。各加盟組織及びその他の各政治・社会組織は、憲法と法令の枠組みの中で活動する。憲法によれば、国家は「ベトナム祖国戦線、戦線の各構成組織及びその他の政治・社会組織が活動するための条件を創出」（第9条第3項）する義務を課せられるのである。

第3節 国会議員選挙

国会議員の選挙制度は日本の中選挙区制に酷似しており、先進資本主義国の民主主義手法をベトナムの特性に合わせて取り入れた社会主義型選挙が行われる。18歳以上の有権者5,000万人以上という国会議員選挙は「社会主義陣営で最大の民主的選挙」¹²⁾といわれる。2002年5月19日、第11期国会議員選挙が行われ、759人の候補者のうち498人が当選した。内訳は女性136名(27.3%)、少数民族86名(17.3%)、非共産党員51名(10.2%)、現職国会議員135名(27.1%)等であり、投票率は99.7%となっている。当選者の約90%が共産党員であるため、公民を総動員する「政治イベント」としての性格は否定できない。07年5月20日に投票が行われた第12期国会議員選挙の投票率は98%を超えた。中央選挙評議会によると、立候補者は875人（うち女性290人）、共産党外候補者は149人、ベトナム祖国戦線等の推薦を受けない「自由立候補者」は30人で、当選者は共産党員450人、非政党員（共産党推薦）42人、「自由立候補者」1人である。第12期第1回国会では省庁改編、一部閣僚の交代のほか、当期に限り、国会議員の任期を4年に短縮し、地方人民評議会議員の任期の2年延長が決定された。地方の人民評議会議員選挙と国会議員選挙及び共産

12) 在ベトナム日本大使館での聞き取り調査。2015年9月9日。

党大会を同一年に行うための措置である。

2011年5月22日の第13期国会議員選挙(任期:2011年~2016年)では、定数500人に対して、全国183選挙区で827人が立候補している。当選者は共産党員が458人(91.6%)、非政党員42人(8.4%)であり、投票率は99.51%に上る。同選挙の特徴は企業経営者の立候補が試験的に認められたことで、民間会社のサイゴン投資グループ会長、国営会社のペトロベトナムグループ会長、ベトナム工商銀行会長、ホー・チ・ミン市商業合作社会長、ベトナム石炭鉱産グループ会長、ハナマ技術インフラ建設開発株式会社会長等が立候補した。当選者のうち女性は122人(24.4%)、40歳未満が62人(12.4%)と、いずれも前回選挙より少なくなった。しかし、14年12月に行われた日本の第47回総選挙における女性候補者は16.6%、うち当選者9.5%、小選挙区での40歳未満当選者は25人で全体の8.4%に過ぎず、ベトナム国会の女性議員や若手議員数とは比較にならない少数である。第13期選挙に向けた議論の中で、ベトナム祖国戦線指導部には「民主的な空気をつくり出すために、非共産党員議員の比率を現在の10%~15%から20%以上にするのが望ましい」との意見もあったが、結果的に非党員の比率は8.4%に止まった。再選された議員は167人で、前回選挙での再選者数より7人多い。一方、「自由立候補者」は15人で、そのうち4人が当選した。ともあれ、ベトナムでは経済の発展に伴って出現する各階層の「利害を国会に反映するための改革」¹³⁾が行われている。

ベトナムの国会選挙について、共産党に有利な制度との批判がある。しかし「中選挙区制」の下、各選挙区では定員を上回る候補者が立候補する「差額選挙」が行われ、各階層からの立候補や共産党の支持母体の推薦を受けない「自由立候補者」の当選者数も増加している。これに対し、先進資本主義国における選挙とりわけ国会議員選挙には大きな問題がある。

日本の総選挙は小選挙区比例代表並立制を導入しているが、小選挙区制は大政党が圧倒的に有利な仕組みであり、多くの死票が出る等、必ずしも民意を反映していない。前述の2014年12月における総選挙では、自民党的得票率(有効投票総数に占める自民党候補全員の総得票率)は48%に過ぎなかった。にもかかわらず、獲得議席数は223議席、議席占有率は76%¹⁴⁾である。小選挙区制が導入された1996年以降の総選挙を見ると、小選挙区では05年に自民党が219議席、09年は民主党が221議席、12年は自民党が237議席を得た。いずれも40%台の得票で70%~80%の議席を占める等、同制度の根本的な欠陥が露呈されたのである。一方、少数政党は得票率に見合っ

13) 五島文雄稿「ドイモイ下における国会と人民評議会の変容」

http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2013/pdf/C13_ch2.pdf#searc

14) 総務省自治行政局選挙部『平成26年12月14日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』同部、平成26年12月19日。

た議席を得られていない。死票は 05 年の総選挙で約 3,300 万票 (48.5%), 09 年が 3,270 万票 (46.3%), 12 年は 3,163 万票 (53.0%), 14 年が 2,541 万票 (48.0%) にも上る。15 年 5 月に行われたイギリス総選挙も同様で、保守党は約 37% の得票で議席の過半数を獲得し、得票率約 30% の労働党に 99 議席の差をつけたほか、約 13% を得票した独立党は 1 議席に止まった。しかも近年、小選挙区制の利点とされる二大政党による政権交代が崩壊（イギリス）または持続（日本）せず、日本では政党間の離合集散が常態化している。15 年 10 月末現在、政治資金規正法（最終改正：平成 26 年 6 月 13 日、法律第 69 号）第 3 条に該当する政党は 10¹⁵⁾ に上る。小選挙区制は民意を正確に反映しない。完全小選挙区制を採るイギリスでも、同制度と二大政党制に対する国民の批判が顕著になっている。

第 3 章 ベトナムの統治機構

第 1 節 国会の性格と各部署の権限

国会は人民の最高の代表機関であり、ベトナムの最高国家権力機関（一院制）である。

国会は憲法制定権と立法権を行使して重要な諸政策等を決定し、国家の活動に対する最高の監察を行う。憲法が定める主な権限は①憲法の制定・改正及び法律の制定・改正（第 70 条第 1 項）、②憲法と法律及び国会の議決の遵守に関する最高監察権の行使（第 70 条第 2 項）、③経済・社会発展の基本的な目標、指標、政策、任務の決定（第 70 条第 3 項）、④国家財政、貨幣に関する基本的な政策の決定、各種税の設定・変更または廃止、中央予算と地方予算の間の各歳入項目及び歳出任務の配分の決定並びに国債、公債、政府債の健全性の決定と、国の予算の作成及び中央予算の分配決定、国家予算の決算承認（第 70 条第 4 項）、⑤国会、国家主席、政府、人民裁判所、人民検察院、国家選挙評議会、国家会計検査院、地方政権及び国会が設立するその他の機関の組織及び活動の規定（第 70 条第 6 項）、⑥国家主席、国家副主席、国会議長、国会副議長、国会常務委員会委員、民族評議会議長、国会の委員会の委員長、政府首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家選挙評議会議長、国家会計監察院長官、国会が設立するその他の機関の長の選出、免任、罷免（第 70 条第 7 項）、⑦国会が選出又は承認する職務にある者に対する信任投票（第 70 条第 8 項）、⑧戦争及び平和問題の決定、緊急状態、その他の国防及び国家の安寧を保障する各特別措置についての規定（第 70 条第 13 項）、⑨对外に関する基本的な政策の決定、戦争、平和、国家主権、国際及び重要な地域組織におけるベトナム社会主義共和国の構成員としての

15) 2015 年 10 月、維新の内の党内「抗争」が激化し、同党は結党後 1 年 2 ヶ月で分裂するに至った。

資格に関連する国際条約、人権、公民の基本的権利及び義務に関する国際条約、法律又は国会の議決に反するその他の国際条約への加盟または無効化の批准と決定（第70条第14項）、⑩住民投票の決定（第70条第15項）等である。

国会には国會議長、各国会副議長及び各委員で構成する国会常務委員会が置かれる。同委員会は国会の常設機関であり、次の諸任務及び権限を有する。①国会の会期決定、召集及び主宰（第74条第1項）、②国会から委ねられた諸問題に関する国会常務委員会令の発布、憲法、法律、国会常務委員会令の解釈（第74条第2項）、③憲法、法律、国会の議決、国会常務委員会令、国会常務委員会議決の施行監察、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家会計検査院及び国会が設立するその他の機関の活動監察（第74条第3項）、④国会常務委員会令、国会常務委員会の議決に反する政府、政府首相、最高人民裁判所、最高人民検察院の文書破棄（第74条第4項）、⑤民族評議会及び国会の各委員会の活動の指導、調和、協調（第74条第5項）、⑥国家主席、国會議長、国会副議長、国会常務委員、民族評議会議長、国会の各委員会の委員長、国会選挙評議会議長、国家会計検査院長官の選出、免任、罷免の国会への提案（第74条第5項）、⑦人民評議会の活動監察、憲法、法律及び上級国家機関の文書に反する省、中央直轄都市の人民評議会の議決の破棄、省、中央直轄都市の人民評議会が人民の利益に対して重大な損害を与えた場合、当該人民評議会の解散（第74条第7項）、⑧国会を開くことができない場合における戦争状態宣言の決定（第74条第9項）、⑨総動員または局地動員の決定（第74条第10項）、⑩国会の対外関係（第74条第11項）、⑪特命全権大使の選任、免任提案の承認（第74条第12項）等である。

ベトナムは人口の86%をキン族が占め、10%を53の少数民族で構成する多民族国家である。民族評議会は少数民族を代表する国会の委員会であり、議長、各副議長及び各委員からなる。民族評議会の議長は国会が選出し、各副議長及び各委員は国会常務委員会が承認する。民族評議会は民族政策、山岳地域及び少数民族の地域経済や社会発展のプログラム、計画の施行に関する監察権を行使する。

憲法第79条は、国會議員を選挙区の人民及び全国の人民の意思、願望を代表する者であり、有権者の監察に服すると定め、国政全般だけでなく、地域の利害代表者であることを規定している。国會議員は法律案の提出（第84条第2項）、国家主席、国會議長、政府首相、大臣及びその他の閣僚、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官、国家会計検査院長官に質問する権利（第80条第1項）を有する。調査権（第80条第3項）や不逮捕特権（第81条）も保障される。これ等の権限や特権の付与は先進資本主義国と同様である。さらに、国会の会議は公開（第83条第1項）される。

憲法によれば、国會議員の中から選出される国家主席は国家元首を意味し、ベトナムを代表（第86条）する。国家主席は国会に対して責任を負い、任期は国会の任期と同期（第87条）である。国家主席の諸任務及び権限は①憲法、法律、国会常務委

員会令の公布（第 88 条第 1 項），②国家副主席，政府首相の選出，免任，罷免並びに最高人民裁判所長官，最高検察院長官の選出，免任，罷免の国会への提案（第 88 条第 2 項，第 3 項），③人民武装勢力を統括し，国防及び安寧評議会の議長就任並びに国会または国会常務委員会の議決に基づく戦争状態宣言決定の公布または破棄（第 88 条第 5 項）等とされる。

さらに国家主席は①国会常務委員会の会議，閣議に参加する権利，国家主席の任務，権限を実現するため，検討が必要と認める問題について協議する閣議を開くよう政府に要求する権利（第 90 条），②自己の任務，権限を実現するため，令，決定の発布（第 91 条）等の権限を有する。

第 2 節 政府，人民裁判所及び人民検察院

政府はベトナムにおける最高の国家行政機関であり，国会の執行機関として法執行権を行使する。また，国会に対し責任（第 94 条）を負う。政府は政府首相，各政府副首相，各大臣及び省と同格機関の長で構成（第 95 条第 1 項）される。任務及び権限は①憲法，法律，国会の議決，国会常務委員会令，国会常務委員会の議決，国家主席の令・決定の施行（第 96 条第 1 項），②政策の立案・策定，法案，国家予算案及びその他の草案の国会上程（第 96 条第 2 項），③経済，文化，社会，教育，医療，科学，工業，環境，通信，情報伝達，対外，国防，国家の安寧，社会の秩序と安全に関する統一的な管理（第 96 条第 3 項），④総動員または局地動員令，緊急状態発布令及び祖国を防衛し，人民の生命，財産を保障するために必要なその他の各措置の施行（同上），⑤国家行政の統一的管理（第 96 条第 5 項）等である。

政府とベトナム祖国戦線及び各種「政治・社会組織」との関係は極めて緊密である。憲法は「政府は自己の任務，権限を実現するに当たり，ベトナム祖国戦線中央委員会及び政治・社会組織の中央機関と協調」（第 96 条第 8 項）すると共に，ベトナム祖国戦線中央委員会委員長及び各政治・社会組織の中央機関の長は「関連する問題を協議するときは，閣議へ参加するよう招聘される」（第 100 条）と定めている。

一方，ベトナムにおける審理機関である人民裁判所は，最高審理機関である最高人民裁判所及び法律が定めるその他の各裁判所からなり，憲法に基づき司法権を行使（第 102 条第 1 項，第 2 項）する。憲法は「正義を擁護し，人権，公民権を擁護し，社会主義制度を擁護し，国の利益，組織，個人の権利及び合法的な利益を擁護する任務を有する」（第 102 条第 3 項）と規定する。ところで「社会主義制度を擁護」とは，社会主義を否定する非合法活動の禁止を意味するとの批判がある。ヒューマン・ライツ・ウォッチは機関，組織，個人による裁判官，参審員の審理への干渉禁止，審理の公開を規定する第 103 条と共に「一見，表現の自由ほか基本的権利を認め，政府批判者の恣意的逮捕やでっちあげの罪状による政治的裁判の終焉を約束したもの」のよう

にみえる。だが、これら条項は事実上、そのほかの条項に込められた抜け穴や不十分な保障により無意味になっている」と指摘している。

しかし、仮に同団体の批判が正しい¹⁶⁾としても、表現の自由や基本的人権の制限・抑圧は先進資本主義国でも行われている。2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件後45日間で成立した、いわゆる「アメリカ愛國者法」(Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001 公立法 107-56)は、電話、Eメール、医療情報、金融情報その他の記録に関する捜査当局の調査権限を拡大した。近年は「テロリズム」の定義を広げ、司法の権限を飛躍的に強めている。日本における「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」(平成11年8月18日、法律第137号)は、通信傍受の対象を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航及び組織的に行なわれた殺人の捜査(第3条1項、別表)に限定する。けれども、15年の第189回通常国会に提出され、閉会中審査となった「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」(閣議決定、平成27年3月13日)は、電話盗聴の対象を一般犯罪に広げ、盗聴の際の立会人をなくす等の改悪と共に、他人の罪を明らかにする代わりに自分の罪を軽くする「証言買収型司法取引」の導入を図る等、犯罪捜査のための通信傍受の対象範囲を大幅に拡大するもので、捜査機関による人権侵害、恣意的な乱用を引き起こす可能性が懸念される。

第4章 人権、国民の基本的な権利と祖国防衛義務

第1節 人権と基本的権利

憲法の定めるところにより、政治、民事、経済、文化、社会に関する「各人権、公民権は公認、尊重、擁護され、憲法及び法令に従って保障」(第14条第1項)される。但し、人権、公民権は「国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、社会道徳、共同体の健康上の理由のため必要不可欠な場合のみにおいて、法律の規定に従って制限され得る」(第14条第2項)とあり、国防、国家安全保障、公共秩序、社会の治安・道徳上、必要であれば制限できる旨を明確にしている。長く続いた外国からの抑圧と侵略の歴史を踏まえた規定といえよう。ベトナムは、韓国やロシア等と同じく徴兵制を採用している。市民は「祖国に忠誠を尽くす義務」を有し、「祖国に対する裏切りは最も重罪」(第44条)となる。同国では、祖国防衛は「公民の神聖な義務であるとともに高貴な権利」(第45条第1項)であり、市民には「軍事的義務を履行し、国防の建設に全面的に参加」(第45条第2項)する義務が課せられる。とはいえ、このような義務には人権や基本的権利との健全な調和が求められる。

16) ヒューマン・ライツ・ウォッチの批判は抽象的であり、正確かどうか判断できない。

ベトナムにおける人権と基本的権利は、上記に掲げた一定の制約下において保障されている。法の下の平等（第 16 条第 1 項）、政治的、民事的、経済的、文化的、社会的生活上の差別禁止（第 16 条第 2 項）、生存権の保障（第 19 条）、健康、名誉及び人格権の保障（第 20 条第 1 項）、不当な逮捕、勾留、留置の禁止（第 20 条第 2 項）、居住、移動の自由（第 23 条）、信仰、宗教の自由（第 24 条第 1 項）、集会、結社、情報収集、デモを含む言論・報道の自由（第 25 条）、男女平等（第 26 条）、18 歳以上の選挙権保持と 21 歳以上の国会及び人民評議会への被選挙権付与（第 27 条）、不服申し立て、告訴告発（第 30 条第 1 項）、推定無罪の原則と裁判を受ける権利（第 31 条）、財産権（第 32 条第 1 項）、職業選択の自由（第 33 条）、社会保障を受ける権利（第 34 条）等である。これ等の権利は先進資本主義国とほぼ一致する。しかし、第 24 条の宗教の自由や第 25 条の表現の自由といった諸権利については、憲法において、曖昧で広範な法的制限を可能にする修正条文が付け加えられた。

憲法は宗教の自由を保障しているが、同時に信仰に一定の制限があることが法律に明記されている。2001 年と 04 年に、政府から土地を奪われた山岳民族による暴動を契機とするプロテスタンント信徒への弾圧が発生した。また、政府非公認教団である「統一ベトナム仏教教会」が弾圧に抗議して 1992 年に騒擾事件を起こす事件も発生している。非公認プロテスタンント教団の活動は第三級行政区レベルに留められており、上位の行政区では活動ができない等の各種制限が存在する¹⁷⁾。ちなみに、政府公認教団の信徒数は 06 年時点での仏教徒 1,000 万人、カトリック教徒 550 万人、カオダイ教徒 240 万人、ホアハオ教徒 160 万人、プロテstanント教徒 100 万人、イスラム教徒 6 万 5,000 人¹⁸⁾である。

第 2 節 国防、祖国防衛義務

ベトナム憲法は国防について「社会主義ベトナム祖国の防衛は全人民の事業」であり、国は「人民武装勢力を中核として、全人民の国防及び人民の安寧を強固にし、増強する」と定め「機関、組織、公民は国防及び安寧の任務を十分に果たさなければならない」（第 64 条）と規定している。ベトナムは 200 万人～300 万人ともいわれる歴史的な大量虐殺を行ったポルポト政権下のカンボジア侵攻を除けば他国への侵攻を一度も経験していない。祖国防衛とは基本的に「専守防衛」を意味する。ベトナムと中国が領有権を争う南沙諸島の赤瓜礁において 1988 年 3 月 14 日、両国海軍が衝突し、中国軍が勝利した「南沙諸島海戦」も「自國領」防衛のためであった。2015 年 12 月

17) 遠藤聰稿「信教の自由 —『信仰・宗教法令』を中心に—」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『外国の立法 短信ベトナム』同局、2006 年。

18) 同上。

現在、相当程度進捗した中国の岩礁埋め立てや施設建設に対しては外交努力を続けている。同年7月7日、ベトナム共産党のグエン・フー・チョン書記長は、初の訪米でオバマ大統領と会談したが、両政府は同時に「共同ビジョン声明」を発表¹⁹⁾した。同声明は、南シナ海における領有権問題について、国連海洋法条約等の国際法に基づき、平和的手段で解決する原則を確認したものである。ベトナムは経済発展目標を達成するため、今後も戦争を極力回避すると思われる。

憲法は「人民武装勢力は祖国、人民に対し、また党及び国に対し、絶対に忠誠であり、祖国の独立、主権、統一、領土保全、国家の安寧及び社会の秩序と安全を防衛する」(第65条)と定め、ベトナム共産党に対する軍の絶対的忠誠義務を設けた。共産党を「社会の指導勢力」と位置づける憲法第4条と併せ、先進資本主義国の識者から「一党独裁」の批判もあるが、第4条には共産党に対する「人民による監察」(第4条第2項)が規定され、世論の重圧も存在する。事実、「2011年以降、ベトナム国内経済が停滞し、ドイモイ進展の裏で、貧富の差の拡大、汚職の蔓延、官僚主義の弊害等のマイナス面が顕在化したことから、党・政府は、汚職防止の強化、行政・公務員改革等を実施し、不良債権処理や国有企業再編により、経済の不効率性の改善を進め……(中略)……一党体制にありながら、民主的要素を取り入れるといった動きもある」²⁰⁾と評されている。ベトナム共産党の独裁と軍の忠誠義務は、発展途上の無階級国家では理論的に見て当然と思われ、かつ、経済成長を図る上でも合理的であり批判は当たらない。

第3節 第13期第10回国会における民主・人権の拡大

2015年11月27日に閉会した第13期第10回国会の特徴は、民主と人権に関する法律が多数成立したことである。同国会では16の法案が可決された²¹⁾。公民の直接的な政治関与を拡大する「公民投票法」は、民主に関わる代表的な法律といえる。同法によれば今後、憲法の全文または一部の重要な内容、主権、領土、国防、安全保障、国益に直接影響を及ぼす対外的な重要問題に対し、国会による国民投票の実施が可能となる。当該投票の実施は国会常務委員会、国家主席、政府、国会議員総数の1/3以上の賛成で提案できる。有権者の3/4以上の投票で成立し、過半数の賛成で決定されるが、投票結果はいかなる国家機関の承認を受けず直接的な効力を有するのである。同法の施行は16年7月1日の予定である。

会期中、公民に大きな反響を与えた事柄は、従来義務づけられていた議員の質問事

19) しんぶん赤旗、2015年7月9日。

20) 外務省『最近のベトナム情勢と日ベトナム関係(概要)』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/kankei.html>

21) しんぶん赤旗、2015年12月3日。

項の事前通告が廃止となり、閣僚に対する「任意」の質疑応答が行われたことである。公民が関心を持つ農業再建、中小企業に関連する制度並びに政策等、約 140 もの質問が首相と閣僚に寄せられた。事前通告は日本を含む先進資本主義国でも当然視され、通告がなければ質問に応じない場合がほとんどを占める。民主の発展に関するベトナム国会の改革意識は十二分に評価されるべきであろう。

人権に関する代表的な法律としては改正「刑事法」が挙げられる。改正法により、国家安全保障上、重要な施設や交通手段の破壊、軍人の命令不服従、敵への降伏等、7 つの罪状について死刑が廃止され、強盗、18 歳以下の青年、妊婦、乳幼児や老人を養育・扶養している女性も死刑不適用となった。将来的には、汚職犯が不当利益の 3/4 を変換すれば死刑を執行しない方針である。その他「民事訴訟法」、「行政訴訟法」及び「ベトナム海事法」等も改正されている。

このように、ベトナムでは絶えず民主・人権の拡大に努めており、先進資本主義国の批判は必ずしも得ていない。

第 5 章 経済に関する憲法規定と実態経済

第 1 節 「ドイモイ」政策

「刷新」を意味する「ドイモイ」(Đổi mới) は、1986 年 12 月のベトナム共産党第 6 回党大会で提起された社会主義路線（マルクス・レーニン主義）と産業政策の刷新、市場経済の導入、国際協力への参加促進という 4 つのスローガンを指す。中でも計画経済から市場経済への転換は「ドイモイ」政策の主柱であり、私企業の存在と一部の私有財産是認に繋がり、国民の生産意欲を喚起して経済活性化の最大の原動力となつた。

憲法はベトナム経済について「社会主義志向の市場経済であり、複数の所有形式、複数の経済構成要素を認める。国家経済は主導的な役割を果たす」（第 51 条第 1 項）とし、国家経済主導の下、市場経済の導入と私企業並びに私有財産の所有を容認している。全ての市民は「合法的な収入、貯蓄財産、住居、生活物資、生産物資、企業又は他の各経済組織における出資持分を所有する権利」（第 32 条第 1 項）を持ち、「個人の所有権及び相続権は法令により保護」（第 32 条第 2 項）される。また、各経済構成要素は「いずれも公民経済の重要な構成部分」であり、各経済構成要素に属する「主体は平等であり、法律に従って協力、競争する」（第 51 条第 2 項）と規定し、競争原理による経済発展を展望する。さらに國は「企業家、企業及びその他の個人、組織が投資、生産、経営し、各経済部門を持続的に発展させ、国土の建設に貢献することを奨励し、条件を創出」しなければならず、「個人、組織の合法的な財産は、法令により保護され、国有化されることはない」（第 51 条第 3 項）と定め、土地、水資源、

鉱物資源、海域、空域における利権、その他の天然資源及び国が投資、管理する財産等、国が所有者を代表し、統一的に管理する「全人民の所有に属する公財産」(第53条、第54条)を除く財産権の保障を再確認し、生産活動の活発化を促すのである。

「ドイモイ」政策と時勢に応じた憲法改正に伴い、市場原理に則した経済改革や対外開放政策が進められ、多大な経済的成果がもたらされた。日本政府は「2011年1月に発足した新指導部は、2020年までに近代工業国家として成長することを目標として、引き続き高い経済成長を目指す方針を国民に示しています。1989年頃よりドイモイ政策の成果が見られはじめたベトナム経済は、1990年代より大きく躍進。政治的な安定と安価な労働力を背景に、海外からの直接投資も順調に増加し、2000年から2010年までの10年間で平均経済成長率は年7.26%……(中略)……世界の生産拠点として注目を浴びています」²²⁾と評価している。

先進資本主義国で高まる「格差と貧困」問題²³⁾に関しても、ベトナム政府と共産党は、富の再配分や行政改革等を通じた積極的な対策を実施してきた。憲法には、公民は「社会保障を受ける権利」(第34条)と「保護され、健康の世話をされ、各医療サービスの利用において平等に扱われる権利」(第38条)を有し、国は「市場の各規律の尊重を基礎として、経済体制を建設、整備し、経済の調整」を行うと共に「地域経済の統合を促進し、公民経済の統一性を保障する」(第52条第1項)とある。また、ベトナムには少数民族が辺境地に多数存在している。これ等に対して憲法は「少数民族の同胞、山岳、島嶼地域及び困難な特別の経済－社会条件を有する地域の同胞に対する健康管理を優先する政策をとる」(第58条第1項)と規定している。

第2節 ベトナム経済の概要

ベトナムにおいて「ドイモイ」の成果が現れ始めたのは1989年頃からであり、95年～96年にかけて年率9%台の経済成長が続いた。しかし、97年に成長率の鈍化傾向が顕著になり、アジア経済危機の影響も加わって外国の直接投資が激減し、99年の成長率は4.8%まで低下した。一方、2000年には海外直接投資が順調に増加し、00年～10年の平均経済成長率は7.3%に回復する。けれども高インフレをはじめマクロ経済が不安定化しており、11年にインフレ抑制、マクロ経済安定化、社会保障強化を最重要課題とする経済引き締め政策に転じた結果、成長率が鈍化し、同年の成長率は5.9%に低下している。12年には緊急的な景気刺激策と、数次の政策金利引き下げを実施したが、生産性は向上せず成長率は5.3%まで下がった。13年は緩やかな回復

22) 外務省『ベトナム～東南アジアの活力みなぎる国』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol81/>

23) 拙著『世界と日本の格差と貧困－社会保障と税の一体改革－』御茶の水書房、2013年を参照のこと。

基調が見られ、成長率 5.42% を達成するものの政府目標の 5.5% には至っていない²⁴⁾。

2014 年の経済成長率は、第 1・四半期 5.09%，第 2・四半期 5.42%，第 3・四半期 6.19% と再び加速している。グエン・タン・ズン首相は同年 10 月 20 日開会の国会で、15 年の経済成長率を 6.2% に設定し、14 年からさらに加速するとの見通しを示した²⁵⁾。インフレ上昇率については「5% を切る水準」とした 14 年の予想に対し、15 年は「5% を維持する」と修正した。

経済の回復基調が見られる反面、近年は急激な物価上昇や対外債務増大等の懸念もあり、ベトナム政府はマクロ経済の安定化とインフレ対策を経済政策の最重要課題に掲げている。慢性的な貿易赤字の解消や国内投資環境の整備等の課題も存在する。ベトナム統計総局は 2012 年 12 月 27 日、12 年の貿易収支が 2 億 8,400 万ドルの黒字となったと公表した。貿易黒字は 1993 年以来 19 年ぶりであるが、携帯電話の輸出増大と景気減速による輸入減少が要因と考えられた。輸出額に占める外資系企業の比率が高いため、貿易赤字を転換するには中長期的に外資の誘致が必要となる。14 年における輸出は前年比 13.7% 増の 1,501 億 8,600 万ドル、輸入は 12.1% 増の 1,480 億 4,900 万ドルである。貿易収支は 21 億 3,700 万ドルの黒字で、前年の 1,000 万ドルと比べて黒字幅が大幅に拡大した。アメリカ向けの輸出と携帯電話・同部品の輸出増が輸出全体の伸びに寄与した結果である。一方、対日貿易は原油の輸出が落ち込んだこと等もあり、貿易黒字額は 12.0% 減少している²⁶⁾。とはいえ、先進資本主義国を中心に原油、天然ガス、レアアース等、埋蔵天然資源の潜在性への期待が高まっており、ベトナム経済の将来は大きな可能性を秘めている。なお、ベトナムの基礎的経済指標は表に掲げる通りである。

第 3 節 汚職の防止

ベトナム憲法は「各国家機関、その幹部、公職者、職員は人民を尊重し、全身全霊で人民に奉仕し、人民と密接に連携し、人民の意見を聞き、人民の監察を受けなければならない。汚職、浪費及び全ての官僚的、高圧的、権威的な態度に対して断固闘う」(第 8 条第 2 項) と定め、企業等に対しても「機関、組織、個人は、経済・社会活動及び国家管理において、僕約し、浪費に立ち向かい、汚職を防止し、立ち向かわなければならない」(第 56 条) と規定している。中国と同じく汚職の蔓延は国民にとって不平・不満的であり、経済発展を妨げるのみならず、政治的・社会的不安定を引き起こす重大な要因となる。

ベトナム政府と共産党は汚職防止の重要性を認識しており、汚職防止に関する法律

24) 前掲『最近のベトナム情勢と日ベトナム関係（概要）』

25) REUTERS, 2014 年 10 月 20 日。 <http://jp.reuters.com/article/worldNews/idJPKCN0I907S20141020>

26) 日本貿易振興機構『経済動向 ベトナム』 https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic_03.html

表 ベトナム：基礎的経済指標

対象年月	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
実質 GDP 成長率(%)	7.8	7.6	7.0	7.1
(備考)	基準年：1994 年	基準年：2010 年	基準年：2010 年	基準年：2010 年
名目 GDP 総額－現地通貨(単位：100 万)	715,307,000	839,211,000	974,266,000	1,143,715,000
名目 GDP 総額－ドル(単位：100 万)	45,428	52,917	60,913	71,016
一人あたりの GDP(名目)－ドル	604	700	797	920
消費者物価上昇率(%)	7.7	8.3	7.5	8.3
(備考)	前年=100	前年=100	前年=100	前年=100
消費者物価指数	92.4	100.0	107.4	116.3
(備考)	2005 年=100	2005 年=100	2005 年=100	2005 年=100
失業率(%)	5.6	5.3	4.8	4.6
(備考)	都市部	都市部	都市部	都市部
鉱工業生産指数伸び率(前年比)(%)	n.a	n.a	n.a	n.a
経常収支(国際収支ベース)－ドル(単位：100 万)	36,868	-560	-184	-6,953
貿易収支(国際収支ベース)－ドル(単位：100 万)	-6,484	-4,314	-5,065	-14,204
外貨準備高－ドル(単位：100 万)	7,041	9,051	13,384	23,479
(備考)	金を除く	金を除く	金を除く	金を除く
対外債務残高－ドル(単位：100 万)	17,993	19,039	18,649	23,285
為替レート(期中平均値、対ドルレート)	15,746.0000	15,858.9000	15,994.3000	16,105.1000
為替レート(期末値、対ドルレート)	15,777.0000	15,916.0000	16,054.0000	16,114.0000
通貨供給量伸び率(%)	31.1	30.9	29.7	49.1
輸出額－ドル(単位：100 万)	26,485	32,447	39,826	46,561
対日輸出額－ドル(単位：100 万)	3,542	4,340	5,240	6,090
輸入額－ドル(単位：100 万)	31,969	36,761	44,891	62,765
対日輸入額－ドル(単位：100 万)	3,553	4,074	4,702	6,189
直接投資受入額－ドル(単位：100 万)	4,548	6,840	12,004	21,348
(備考)	新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む

〔出所〕

実質 GDP 成長率、名目 GDP 総額(現地通貨)、消費者物価上昇率、失業率、鉱工業生産指数上昇率、ベトナム統計総局
一人あたりの GDP：IMF “World Economic Outlook Database”

消費者物価指数、外貨準備高、為替レート、通貨供給量伸び率：IMF “International Financial Statistics: database and browser”
経常収支、対外債務残高：World Bank “A World Bank Economic Update for the East Asia And Pacific Region”

貿易収支、輸出入額、対日輸出入額：税関総局

直接投資受入額：外国投資局 (FIA)

ジェトロ・ウェブサイト「国・地域別情報」(J-FILE) ベトナム：基礎的経済指標。

〔注〕

通貨供給量伸び率：IMF “International Financial Statistics: database and browser 2014”，“Broad Money”を通貨供給量伸び率として掲載

を整備してきた。最初の刑法である 1985 年刑法は汚職犯罪に係る条文を盛り込み、2005 年には汚職防止基本法としての「汚職防止法」(2005 年、第 55/2005/QH11 号) を制定し、現在まで幾度も改正(2007 年及び 2012 年一部改正)がなされている。03 年、ベトナム政府は国連腐敗防止条約に署名し、09 年に国会で批准された。13 年にはベトナム共産党中央執行委員会政治局が同党の幹部等で構成する「汚職防止中央指導委員会」を組織し、汚職防止の強化が図られた。その結果、汚職防止活動は著し

2014年10月24日
(現地通貨:ベトナム・ドン)

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013
5.7	5.4	6.4	6.2	5.3	5.4
基準年:2010年	基準年:2010年	基準年:2010年	基準年:2010年	基準年:2010年	基準年:2010年
1,485,038,000	1,658,389,000	1,980,914,000	2,536,631,000	3,245,419,000	3,584,261,000
91,094	97,180	106,427	123,679	155,820	171,222
1,154	1,181	1,297	1,532	1,753	1,902
23.0	6.9	9.2	18.6	9.2	6.6
前年=100	前年=100	前年=100	前年=100	前年=100	前年=100
143.2	153.3	166.9	198.0	216.1	230.3
2005年=100	2005年=100	2005年=100	2005年=100	2005年=100	2005年=100
4.7	4.5	4.3	3.6	3.2	3.6
都市部	都市部	都市部	都市部	都市部	都市部
n.a	n.a	n.a	6.8	4.8	5.9
-10,823	-6,608	-4,276	236	9,000	11,100
-18,029	-12,853	-12,610	-9,844	284	9
23,890	16,447	12,467	13,539	25,573	25,894
金を除く	金を除く	金を除く	金を除く	金を除く	金を除く
26,488	33,085	49,343	57,841	44,900	49,100
16,302.3000	17,065.1000	18,612.9000	20,509.8000	20,828.0000	20,933.4000
16,977.0000	17,941.0000	18,932.0000	20,828.0000	20,828.0000	21,036.0000
20.7	26.2	29.7	11.9	24.5	21.4
62,685	57,096	72,191	96,906	114,631	132,135
8,468	6,335	7,727	10,781	13,510	13,651
80,714	69,949	84,801	106,750	114,347	132,125
8,240	6,836	9,016	10,400	11,603	11,612
71,726	22,626	19,764	14,696	13,013	22,352
新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む	新規拡張を含む

い成果を挙げている。汚職防止に関する一般的または具体的対応は、憲法に基づき汚職行為の防止・摘発、汚職防止に係る国家機関、組織、個人の責任を規定する前述の汚職防止法及びその施行細則に定めてある²⁷⁾。

政府・共産党幹部をも巻き込む汚職・腐敗は、ベトナム社会主義体制を根本から搖るがしかねない重大犯罪である。中国政府は2015年3月、5万5,101人の汚職官僚・幹部を摘発したと発表した。摘発された不正蓄財は総額2兆円²⁸⁾に上る。13年7月には第17期中国共産党中央政治局委員兼重慶市党委員会書記を務めた薄熙来が、遼

27) 岡田英之他稿「ベトナムにおける汚職防止の現状（前）」TMI Associates Newsletter Vol.22 PP 1~3。

28) REUTER, 2015年6月24日。

寧省時代の職務に絡んだ約3億2,000万円の収賄罪と約8,000万円の横領罪及び重慶市共産党委員会書記時代の職權乱用罪で起訴された。同年9月21日、山東省濟南市の裁判所は無期懲役の判決を下し、同年10月25日に確定している。当該事案は「権力闘争」の側面も併せ持つが、汚職・腐敗が深刻な体制批判に繋がるという意味では両国ともに変わりはない。ベトナムには概ね、中国のような激しい権力闘争の土壤は見当たらないが、一層の自浄能力が求められることは当然である。

第6章 ベトナムと日本の関係

第1節 国交樹立と貿易開始

1951年、日本政府は反共産主義を掲げる「ベトナム国」のバオ・ダイ傀儡政権と平和条約を締結、59年5月13日には第2次岸信介内閣がバオ・ダイ派勢力を一掃したゴ・ディン・ジェムの「ベトナム共和国」政府と140億4,000万円の戦争賠償支払いと合意した。賠償問題はサンフランシスコ平和条約に調印した「ベトナム国」との継続事案であり、「日本国とベトナム共和国との間の賠償協定」(1959年5月13日)では「日本国は、現在において百四十億四千万円(一四〇四〇,〇〇〇,〇〇〇円)に換算される三千九百万アメリカ合衆国ドル(三九〇〇〇,〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から五年の期間内に、以下に定める方法により、賠償としてベトナム共和国に供与するものとする」(第1条第1項)と定められている。同協定は、54年に出されたアイゼンハワー大統領の「ある一国が共産主義化すれば、隣接国が次々と共産主義化する」という、いわゆる「ドミノ理論」に基づくアメリカの対インドシナ反共・民族解放運動抑圧の戦略に則って成立したものである。

1973年1月27日、パリにおいて「ベトナム民主共和国」「ベトナム共和国」「南ベトナム共和国」臨時革命政府及びアメリカ合衆国政府の合意により、ベトナム戦争を終結させる「パリ和平協定」が調印された。1月29日、ニクソン大統領はアメリカ国民に「ベトナム戦争の終結」を宣言、2か月後の3月29日には規模を縮小した軍事顧問団を除くアメリカ軍の撤退が完了するが、まもなく日本政府と「ベトナム民主共和国」²⁹⁾政府との間で外交交渉が行われ、同年9月、日本とベトナムの国交樹立が決定された。しかし、ベトナム側が日本に要求した「経済協力」方式による2年間で4,500万ドル相当の支払い履行は遅延する。交渉は長期化したものの、日本政府

29) 1945年8月15日、日本軍はフランスを始めとする連合国軍に降伏文書の調印を打診するが、8月17日、ベトナム独立同盟はインドシナ共産党の主導の下、「八月革命」を組織し、ベトナム帝国からの権力争奪闘争を各地で展開した。日本政府が降伏文書に調印した9月2日には、ホー・チ・ミンがハノイでベトナム民主共和国の独立を宣言し、ベトナム帝国は崩壊する。

はベトナムの要求に応えて「賠償金」を支払い、ベトナム社会主義共和国建国後の75年10月11日、ハノイに日本大使館が設置されたのである。

その後、日本とベトナムは関係を深化させていった。日越貿易会の主導による日本とベトナムの貿易額は1986年に2億8500万ドルに達した。日本からベトナムへの主な輸出は化学、機械、輸送機器等であり、輸入は水産物や石炭等である。両国の政府関係者は貿易を拡大するためハノイにおいて交渉を重ねたが、ベトナムは貿易の障壁となる膨大な公的及び民間債務を処理できなかった。ベトナム戦争終結に伴うベトナム南部からの資本家・華僑等の国外脱出や、75年～89年のカンボジア侵攻と中越戦争に起因する戦費拡大及びそれに伴う国際的孤立が経済に多大な悪影響を与えたためである。しかし、カンボジア問題が解決に向かう92年11月、日本政府は3億700万ドルの援助を打診し、貿易拡大に積極的な企業も多大な支援を行っている。95年、ベトナムは東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations: ASEAN）に加盟し、97年には中国と日本、韓国を加えたASEAN+3が組織された。これ等の国々は東南アジアにおける経済と安全保障の枠組みを共有し、ベトナム経済も大きな恩恵を受けている。

第2節 経済交流の発展・深化

ベトナムは一層の市場経済化と国際経済への統合を推し進めており、2007年1月のWTO正式加盟に続き、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP）加盟を見込んだ投資のほか、インフラ開発に絡んだ中国企業の進出も促している。しかし、中国からの直接投資は1988年～2012年9月の累計で金額・件数とも国・地域別ランキングで14位に止まる。歴史的な背景によるベトナム側の抵抗感の反映かも知れない。一方で、国境沿いの経済圏を利用し、中国からの投資を歓迎する向きもある。

これに対し、日本との関係では経済関係が急速に拡大している。日本は累積実行ベースで最大の投資国であり、中国、アメリカに次ぐ第3位の貿易相手国でもある。経済交流は、2004年発効の「日越投資協定」や、03年の「日越共同イニシアティブ」並びにベトナムが初めて締結した09年発効の「日越経済連携協定」により、一層活発になると予想される。ベトナム外国投資庁によれば、12年における外資の対内直接投資状況（新規・拡張）は、認可ベースで1,535件（前年比4.8%増）、130億1,300万ドル（前年比11.5%減）となった。認可件数は3年連続で増加したが、認可額は4年連続の減少となっている。その中で、日本からの新規投資は過去最高の認可件数を記録し、認可額も40億ドル³⁰⁾を超えた。

30) 日本貿易振興機構「ベトナムの経済動向」同機構、2013年12月3日、
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/basic_03.html

2012年における日本からの対ベトナム直接投資動向を見れば、日系企業が開発した工業団地やレンタル工場への進出のみならず、外資系並びにローカル企業が開発した工業団地でも、日本人担当者が駐在するか、日系企業向けにコンサルティングや販売促進を行う地区への進出が多数を占める。日本語によるコミュニケーションやサポートが投資家に安心感を与えており、投資認可件数の急増に繋がる³¹⁾ようである。

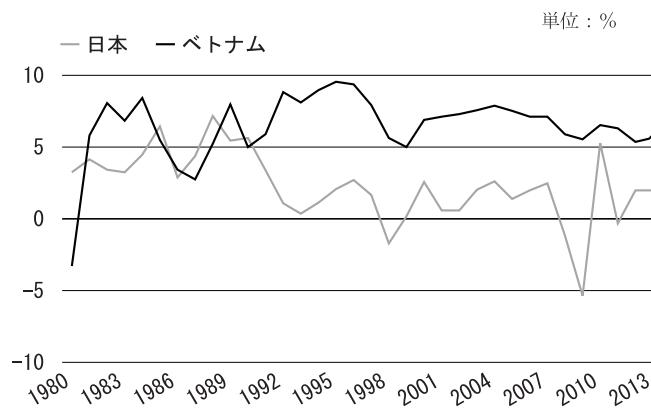
ベトナム政府は2015年の実質GDP成長率を6.2%に設定し、景気回復の兆しありと見られると発表した。また、経済の不安定要素であるインフレ率は14年が7.0%と高かったものの、経常収支は輸出の好調を受け15年も黒字を見込んでいる。一方、懸案の不良債権処理と国有企業改革の進め方が課題とされる。日本はベトナムにとって最大の援助国でもあり、政府開発援助によるインフラ整備、ビジネス環境整備、環境問題への取り組み支援、行財政改革や法律整備等に係るガバナンス向上支援等、多方面にわたる経済協力をやってきた。円借款、無償資金協力、技術協力等、09年度の援助供与額は過去最高の約1,546億円に上る。なお、日本の対越政府開発援助実績

図-1 日本の対越ODA供与実績

	(単位: 億円)				
	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
円借款	908.20	950.78	978.53	832.01	1,456.13
無償資金協力	44.65	30.97	21.19	26.63	28.26
技術協力	56.61	52.75	51.98	59.65	61.42

出所：外務省『ベトナム～東南アジアの活力みなぎる国』
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol81/>

図-2 経済成長率の推移(1980年～2013年)



出所：世界経済のネタ帳より作成。

31) 同上「ベトナムの経済動向」、2013年1月24日。

績と両国の経済成長率の推移は図-1 及び図-2 の通りである。

おわりに

様々な観点からベトナムの社会主義体制と経済的発展について検討してきたが、ベトナムと日本は今後、経済交流のみならず、政治的分野を含めた密接な関係を深化させるであろう。ベトナムの社会主義は、市場経済の導入や積極的な外資受け入れを通じた経済発展という観点から見れば「中国の特色ある社会主義」を取り入れたようにも思える。けれども社会主義的民主主義の進展は明らかに中国とは異なる。共産党の役割と市民による監視、人権に対する思想的根幹も深い。

1975年4月30日のサイゴン陥落に伴い、ベトナム戦争は終結した。2015年4月30日は、アメリカの侵略戦争に勝利してから40周年に当たる。また、7月12日はアメリカとの国交正常化20年の節目である。かつて「ベトナム共和国」（旧南ベトナム）領であった各省では解放記念行事が催された。9月2日には首都ハノイにおいて独立宣言から70年を記念する盛大な式典が催され、チュオン・タン・サン国家主席が「豊かで強く、民主、公平、文明的なベトナムの建設」を呼びかけている。アメリカ軍の「兵隊基地」としてベトナム戦争に加担した日本は第二次世界大戦で350万人の人命を喪失し、2,000万人以上のアジア人を犠牲にした。うちベトナム人は約200万人に上る。しかし、ドイツと違い日本は十分な反省をしておらず、中国や韓国だけでなくベトナムにも大きな不満が存在する。眞の国際交流を望むなら日本政府と国民は猛省をし、眞摯な態度を示さなければならない。

なお、本稿の執筆に当たっては、熊本学園大学附属海外研究所の海外調査研究費助成を受けた。この場を借りて感謝する次第である。

The Socialist System and Relation with Japan in Vietnam

Masatoshi KAGAWA

With the “Doi Moi” policy adopted by the Communist Party at the 6th time party conference in December in 1986, Vietnam has advanced the introduction of a market economy and improved an investment regime of a foreign capital, etc., then, she has kept the economy growing positively. Diplomatic relation with the United States which was her former hostile country was recovered in 1995 and Vietnam achieved to join to World Trade Organization (WTO) in 2007. The World Bank (WB) promotes a Gross Domestic Product (GDP) growth rate perspective in the same year to 6.0% from 5.5%, and expects the GDP growth rate of 2016 as 6.2% and of 2017 as 6.5%, in the report “The economic situation in the East Asia and Pacific area” which was released on April 13, 2015.

The relation between Vietnam and Japan was quite long. Since they started a trade, a trading ship licensed by the shogunate frequently went out and arrived at the ports in Vietnam. HOIAN port was opened up in the beginning of the 17th century and hundreds of Japanese merchants made it a base of a trade and many Japanese tourists visit Vietnam today. Vietnam was put under occupation of the Japanese military during the Second World War, and plunder of food and a natural disaster were piled to from 1944 to 1945. Then, about 2,000,000 people starved to death according to a Vietnamese government. There is more history which Vietnam served as the role of the “logistics base” of an American invasion army and assisted oppression of a racial liberation movement during the Vietnam War.

Today, Vietnam and Japan are deepening a close relation. Japan is the biggest investment country for Vietnam, and also a trading partner at the 3rd place following China and the United States. The people exchanges are also popular.

The number of Japanese living in Vietnam is 12,254 while Vietnamese living in Japan is 85,449 on October in 2013. The student studying abroad in Japan as of June in 2014 reaches 28,061 people of the 2nd place of world following China.

In this article, I analyze the Socialist system in Vietnam especially in the view of a constitution, and consider the Vietnam’s economy as well as a relation with Japan by writing. In the case, I also try to inspect the validity of the criticism to Vietnamese socialistic democracy.